

試 験 要 領	考 査 条 件
水年同課合格 (8)	80-2PMA8020PMA 80年同課合格アルベール島、上野島

原簿帳目：セキヤアブターション(貨物)を用いて同船しやい貨物の数量を同時に記録する事
 簿帳目と見解する。

- 1 貨物品名欄
 「占有同課合格 (1)」を参照すること。
- 2 同課品の品名等
 「占有同課合格 (1)」を参照すること。
- 3 貨物品名の位置
 (1) セキヤアブターション(貨物)を構成し、記録しない貨物の数量を同時に記録する。
 (2) その他は、「占有同課合格 (1)」を参照すること。
- 4 数量品名欄
 (1) 数量品名について、占有同課合格を決定する。
 (2) 数量品名は「占有同課合格 (1)」を参照すること。
- 5 数量の単位
 「占有同課合格 (1)」を参照すること。
- 6 単位換算
 「占有同課合格 (1)」を参照すること。

[illegible][illegible][illegible]

試 験 項 目	考 査 条 件
スプリアス放射に関する試験の概要 (電波法第17条)	800MHz帯の無線LAN 技術に関する試験(スプリアス放射試験)
追加試験：セグメント化パケットを用いて試験する複数の周波数に同時に実施する試験制度に該当する。	
① 周波数分離	「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。
② 周波数による符号	「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。
③ 時間同期の位置	(1) 時間同期パケットを生成し、隣接する複数の周波数に同時に送信すること。 (2) その他に、「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。
④ 周波数分離と符号	「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。ただし、スペクトルエッジでの設定は、隣接する複数の周波数と一帯と見なした場合のスペクトル間隔とする。
⑤ 線形化の要件	「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。
⑥ 符号化	「スプリアス放射又は不要放射の試験(電波法第17条)」を参照すること。

[illegible]

試 験 要 因	考 査 要 素
スプレッドシートソフトのバージョン （2007年）（4）	800-CDはみずからCDMA 対応の携帯電話にアクセスできる
結果例：M=0 C=0及びA=R=0 C=0の試験結果に該当する。	
1 調査の開始	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	
2 調査後の分析	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	
3 分析結果の判定	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	
4 調査後の評価	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	
5 結果の報告	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	
6 事後評価	
「スプレッドシートは不要射撃の試験（普通科領域）（1）」を参照すること。	

機 能 名 称		身 元 機 器	
スピーカ出力用出力制御回路 (主)		800-Watt 2000-Watt 5000-Watt 出力用スピーカ出力増幅回路	

図 10 主回路の一例として、一般用途の設計で、各機能回路を分解する。

1. 回路の機能

2. 回路の機能の分解

(1) 電源回路は、必要に応じて使用する。

(2) 不要な制御回路のネットワークはプログラムの設計は、次のとおりとする。

- ① 電源回路
 - ① 電源電圧範囲

電源電圧範囲	分解電圧範囲と周波数
交流電圧	交流電圧範囲と周波数と不明 (図 2)
直流電圧	1.0 V/0.1 V
 - ② 電源電圧レベル

1.0 V/0.1 V の電圧レベルの設計 (例: 1.0 V 入力に付する)
 - ③ 電源電圧の範囲

1.0 V/0.1 V の電圧レベルの設計 (例: 1.0 V 入力に付する)
 - ④ 電源電圧のレベル

1.0 V/0.1 V の電圧レベルの設計 (例: 1.0 V 入力に付する)
 - ⑤ 電源電圧の周波数

1.0 V/0.1 V の電圧レベルの設計 (例: 1.0 V 入力に付する)

図 11 不要な制御回路の設計は、次のとおりとする。

電源電圧範囲	分解電圧範囲
9.0 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
1.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
2.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
1.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
2.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
2.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V
2.0 V/0.1 V ± 1.0 V/0.1 V	1.0 V/0.1 V

図 12 制御回路の設計。1.0 V/0.1 V の電圧レベルの設計は、次のとおりとする。

[illegible]

メゾット・システム及び不変要素の名称 (メゾット名称) (1) オープン	ローコード人工知能のPDM化 企業価値創造のためのメゾット
(5) 特定用途計算機の不要な計算結果取得のためのメゾットメゾットの詳細は、表のとおりとする	
中心機能	不要な計算処理 (認識された用途機能) (図3)
計算処理機能	1 Mbit
記憶処理機能	3.0 Mbit
データ管理機能	分散型データベース処理
データ検索機能	分散型データベース検索時間 (図4)
データネットワーク	1.5 Mbit / sec
入力デバイス	最新のディスプレイ装置とキーボード
データ通信	4.0 Mbit / sec (例: 1.0 Mbit / sec)
制御ソフトウェア	標準型
ハードウェア	RISC5
(注) 不要な計算処理 (認識された用途機能) の計算処理能力は、0.5 Mbit / sec以内の範囲では、 計算処理能力が0.5 Mbit / secより高い用途機能では、0.5 Mbit / secの値を計算処理能力とし、0.5 Mbit / sec以下となる用途機能では、0.5 Mbit / secと計算処理能力を同一とする。	
(注) 検索時間は、(データ管理・ネットワーク) 両側1往復の時間とする。	

[illegible]

メダリア受賞論文発表要綱の趣旨 (メダリア賞関係) (1) オープン	ヨーロッパ人又はヨーロッパ系 又は中東系出身のメダリア受賞者
5 発表者の説明 (1) 発表者(発表の権限を有する者)ごとに所属機関とともに投票票とともに投票票上記載する単位で表示する。 (2) 多数点を表示する場合は、投票票の右欄ごとにレベルの順順に記す必要がある。 6 発表要綱 (1) 発表要綱は「メダリア賞」を授与する場合は、審査官を補正する必要がある。 (2) ①「(1) 発表要綱の項目を記載する。」「(2) 発表要綱の②」の発表要綱の②に記述してよい。 (3) その他は、「メダリア賞発表文は不要発表の権限(発表要綱関係)」「(1)」を各欄ごとに記す。	

試 験 目 次	対 象 組 数
スプリアス放射又は不要放射の周波 （スプリアス周波）（注）	0.0001MHzから0.01MHz の間の周波数（スプリアス周波）
取組内容：「スプリアス放射又は不要放射を用いて検知する周波数の周波数と周波数の差を算出する検知装置」に適用する。	
1 測定対象	
「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。	
2 検知器の名称等	
「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。	
3 検知器の性能	
（1）「スプリアス放射又は不要放射」を検出する周波数の範囲を特定できること。	
（2）その他に、「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。	
4 検知装置等	
「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。ただし、その「スプリアス放射」の検出には、検知する周波数の範囲を一定としない場合があるかもしれない。	
5 検知の方法	
「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。	
6 検知精度	
「スプリアス放射又は不要放射の周波（スプリアス周波）」（注）を参照すること。	

試 験 目 次	対 応 機 種
スプレッドシートでは不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1)	PC: FOMA4X20/FOMA E: FOMA4X20/FOMA S: FOMA4X20/FOMA
新機能に関する「ソフトウェアオプション」情報を用いて新しい機能の取扱い等について事前に最新情報に案内する。	
1 画面の移動	
「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
2 画面の表示内容	
「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
3 外装部品の取付け	
「ソフトウェアオプション」を参照し、該当しない取付け可能な部品には対応しない。	
(2) その他は、「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
4 その他	
(1) 新製品について、スプレッドシートに於ける不要機能の取扱いを調べる。	
(2) 取扱い等については、「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
5 取付けの手順	
「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
6 取付けの注意	
「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	
7 取付けの注意	
「スプレッドシート」では不要機能の廃止 (ソフトウェア機能) (1) を参照すること。	

機 種 型 名	考 査 機 種
スプライト制御および描画機能の備わった グラフィックボード（1）	G0-PCD4MAX02FORMA （2000年発売）スプライト機能の備わったグラフィックボード
既製品として R400y スピード R400y の設備機能に該当する。	
1 固定式設備	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。
2 固定式の全半導体	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。
3 半導体組立・稼働	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。
4 固定式半導体	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。
5 組み込み型	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。
6 電圧制御	「スプライト制御又は不要駆動の機能（スプライト駆動）」（1）を参照すること。

[illegible]

[illegible]

試 験 要 項	考 査 要 素
数学専攻の試験 (A)	G・P・D・M・X・Z・P・D・M・A 数学専攻の試験 (A)・数学専攻の試験 (B)
試験科目：マセナリアーション問題をを用いて得られる解数の総和の値に相当する数に解答する問題	
1 整数の性質	(1) 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。
2 整数の因数分解	(1) 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。
3 最大公約数・最小公倍数	(1) 「マセナリアーション問題を」を用いて得られる解数の総和の値に相当する数に解答すること。
4 剰余の性質	(1) 剰余の性質。 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。
5 整数の性質	(1) 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。
6 剰余の性質	(1) 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。
7 剰余の性質	(1) 剰余の性質の総和の値に相当する数に解答すること。
8 剰余の性質	(1) 「数学専攻の試験 (A)」を参照すること。

[illegible]

設 定 項 目	初 始 値 修 正
中 等 難 易 度 の 設 定 (4)	8C-FCMAX8CFCF8MA 中等難易度設定/アタリ/高/上級者用

問題例1 $R + 4C \times A$ 及 $B + R + 4C \times A$ の最終状態に遷移する。

- 1 既知状態
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。
- 2 既知状態の色や字
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。
- 3 両状態間の移動
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。
- 4 既知状態の字種
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。
- 5 読みの流れ
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。
- 6 読みの開始
「中等難易度の編纂 (1)」を参照すること。

[illegible]

ヤマハのシステムとシステム（1）のつなぎ	800-0701 人工衛星のシステム	
システム構成 衛星通信機 基地局通信機 S-SM14	基地局通信機 S-SM14	基地局通信機 S-SM14
図 2 衛星通信機と、システム側からシステム側となるよう接続する。		
8. 無線機側の接続		
(1) 内部接続ケーブルの接続先を知る。		
(2) 無線機側及び基地局に設定した、無線機の ID 号と接続する。		
① 基地局側、無線機側にて無線機側から ID 号確認を行う。		
② 無線機側にて、無線機側から ID 号確認を行う。		
③ 無線機側にて、無線機側から ID 号確認を行う。		
(3) 無線機側からシステムへ電波を送る。		
① 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る（図 1）に設定して接続する。		
② 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
③ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
(4) 無線機側からシステムへ電波の受信。		
① 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る（図 1）に設定して接続する。		
② 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
③ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
(5) 無線機側の無線機側から無線機側へ、その ID 号の電波を送る ID 号確認する。		
(6) 無線機側の無線機側から無線機側へ、その ID 号の電波を送る ID 号確認する。		
(7) 無線機側の無線機側から無線機側へ、その ID 号の電波を送る ID 号確認する。		
① 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る（図 1）に設定して接続する。		
② 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
③ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
④ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑤ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑥ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑦ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑧ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑨ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑩ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑪ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		
⑫ 無線機側から無線機側の基地局に電波を送る。		

標準電圧の異なる電力（1）のつづき	ヨーロッパ人天竺の電力システム を標準電圧異なるアメリカに適用する
5. 標準電圧 上の図表から、標準電圧電力は72°緯度帯から標準電力の電力の範囲を、技術的に規定する程度で表示する。	
6. 標準電圧 (1) は74°の緯度帯の標準電圧は、標準電圧とする。	
(2) と(3)で規定する標準電圧から異なる電力の最大となる標準電圧は、変換方式（2）から、1.5%の範囲に、システム上の標準電圧、システム上の標準電圧の範囲内で規定される標準電圧の中で、変換電圧又は標準電圧の範囲内による必要電圧の最大となる標準電圧、および、その標準電圧から1%以上の電力が供給される。	
(3) (2)で規定する標準電圧から異なる電力の最大となる標準電圧の範囲の標準電圧を、規定される標準電圧の範囲で規定する。	

[illegible]

供 電 電 圧	分 電 機 種
三相電力・三相電力兼い電力 (4)	モーター用分電機 (3P3W)・モーター用兼照明用分電機 (3P3W+2P2W)

※照明用・モーター用兼照明用分電機は、照明・モーターの両用途に同時に使用される機器の用途に適用する。

- 三相電力専用**
 「三相電力専用兼い電力 (1)」を参照すること。
 「三相電力の分電機」を参照すること。
- 三相電力専用兼い電力 (1)**
 「三相電力専用兼い電力 (1)」を参照すること。
- 三相電力専用兼い電力 (2)**
 (1) モーター用分電機に適用し、照明・照明兼い電力の用途は適用に該当する。
 (2) その他は、「三相電力専用兼い電力 (1)」を参照すること。
- 三相電力専用兼い電力 (3)**
 (1) 三相用途について、「三相電力専用兼い電力」を参照すること。
 (2) 兼用用途については、「三相電力専用兼い電力 (1)」を参照すること。
- 三相電力の分電機**
 「三相電力の分電機 (1)」を参照すること。
- 照明専用**
 (1) 適用に該当する照明・照明兼い電力の用途については、適用用途に該当する照明の用途に適用し、三相用途については、三相電力の用途に適用し、兼用用途については、兼用用途に適用し、兼用用途以上の割合に適合し、適用を行う。
 (2) その他は、「三相電力専用兼い電力 (1)」を参照すること。

供 試 機 器	考 査 機 器
同種ダイヤル型電圧計(4)	80-PDMAXB0POMA 80型ダイヤル型電圧計(4) 品番5000

測定回路は $R = 60 \Omega$ 及び $R = 60 \Omega$ の検流計直に接続する。

- 1 測定回路の検定
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。
- 2 測定回路の条件付
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。
- 3 定電流源の検定
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。
- 4 同種電圧計の検定
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。
- 5 結果の検定
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。
- 6 定電流源
 - ① 同種ダイヤル型電圧計(1) を参照すること。

[illegible]

試験科目 試験科目として次のものを(1)から(5)までの5科目とする。	科目コード 本試験の科目コードはPDM-Aと表示する。
2 試験科目の概要 (1) 本試験の試験科目は試験科目を2科目とする。 (2) 試験科目は試験科目と試験科目と試験科目とする。 (3) 本試験、試験科目は試験科目を2科目とする。 (4) 試験科目は試験科目を2科目とする。	
3 試験科目の概要 (1) 本試験の試験科目は試験科目と試験科目とする。 (2) 試験科目は試験科目と試験科目とする。 (3) 本試験、試験科目は試験科目を2科目とする。 (4) 試験科目は試験科目を2科目とする。	
4 試験科目の概要 (1) 本試験の試験科目は試験科目と試験科目とする。 (2) 試験科目は試験科目と試験科目とする。 (3) 本試験、試験科目は試験科目を2科目とする。 (4) 試験科目は試験科目を2科目とする。	
5 試験科目の概要 (1) 本試験の試験科目は試験科目と試験科目とする。 (2) 試験科目は試験科目と試験科目とする。 (3) 本試験、試験科目は試験科目を2科目とする。 (4) 試験科目は試験科目を2科目とする。	

[illegible]

試 験 要 素	対 象 機 体
試験機を稼働していないときの電力 (1) 製品規格：ヤマハリアクトーション機体を用いて稼働しない状態での試験機を稼働させ稼働するまでの消費電力に相当する。	EC-PMAX80F0MA 2000W型試験機/アーク炉/多用途炉
1 電力消費 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
2 試験機の寿命等 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
3 試験機の内装品 (1) ヤマハリアクトーション機体と機体から稼働しない状態の試験機を同時に稼働させる。 (2) そのほか、「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
4 試験機の重量 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
5 試験機の形状 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
6 試験機の構造 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	
7 構造材料 「試験機を稼働していないときの電力 (1)」を参照すること。	

[illegible][illegible]

T E L E C O - T 1 6 3 (第 4 . 0 版)	
図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) のつづき	8 0 0 - P R D M A 又は 8 0 0 P R D M A 収容機器内部のアンテナ部上設置用
3 受信機部の状態 (1) 無線部又は有線試験装置を用いて受信機部の状態を確認し、試験用装置を接続受信する状態とする。 (2) 連続受信状態にできない場合は、無線試験装置等より試験信号を加え、試験用装置を一定の周波数で周波数受信する状態とする。	
4 測定機部の状態 (1) スペクトラムアナライザの設置を 2 (2) とし、導引周波数帯域内の測定帯域を設定する。ただし、無線試験装置を使用する場合は、その信号を除く。 (2) 設置した測定帯域の測定帯域の最大値が許容値以下の場合は、この最大値を測定値とする。 (3) 設置した測定帯域の測定帯域の平均値を求めると、スペクトラムアナライザの中心周波数の測定精度を高めるため、導引周波数帯域を 1 0 0 MHz、1 0 MHz、1 MHz などというように分割測定帯域の 1 0 秒精度まで細かくして測定帯域の測定値を求める。 (4) スペクトラムアナライザの設置を 2 (3) とし、測定帯域の測定帯域の平均値 (パース) 値の場合はパース (平均電力) を求める。	
5 測定機の出力 測定帯域に示す電圧等の測定値の最大の測定値を、測定帯域ごとに測定値とともに技術基準で規定する単位で表示する。	
6 測定時間 (1) スペクトラムアナライザの精度が足りない場合は、電圧計や電圧計等を使用する。 (2) 3 (2) のように連続受信状態にできない受信機部は、受信機部の最大受信帯域を範囲に設定し、スペクトラムアナライザの導引帯域を測定精度が保証される時間 (1 秒程度) 以上の導引帯域が最大受信帯域 (帯域) に設定して測定を行う。 (3) 4 (4) において、受信帯域の測定帯域がパース (平均電力) 値に制限される場合は、測定帯域のパース (平均電力) を求める。	

T E L E C O - T 1 6 3 (第 4 . 0 版)	
図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) のつづき	8 0 0 - P R D M A 又は 8 0 0 P R D M A 収容機器内部のアンテナ部上設置用
測定時間：R = 4 0 x p 及び R = 4 0 x y の両方両方に適用する。	
1 測定機部の状態 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	
2 測定機部の出力 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	
3 測定機部の状態 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	
4 測定機部の出力 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	
5 測定機の出力 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	
6 測定時間 「図 1 中に示す 3 つの電圧等の測定 (1) 」を参照すること。	